



陳情

公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情

【本会議の結果：不採択】

【提出者名】学校教育の中立性と透明性を守る広島県民の会 松田 幸士 他 2 名

【要 旨】

中学生は、社会の仕組みや歴史、政治、国際関係について本格的に学び始める時期であり、将来の主権者として主体的に判断する力を育むことが求められます。その中で、平和教育や修学旅行・校外学習は重要な役割を担っています。一方で、平和教育の学習内容が特定の見解に偏った場合、生徒の歴史認識や社会認識に影響を与えるおそれがあります。教育基本法第 14 条の趣旨を踏まえ、結論ありきの指導を避け、事実に基づいた政治的中立性と、多面的・多角的に考える学びを確保することが重要です。

本陳情の背景には、令和 8 年 3 月 16 日に沖縄県護国郷土博物館で発生した、修学旅行中の高校生らが乗船した船舶の転覆事故があります。この事故では生徒 1 名と船長 1 名が死亡し、14 名が負傷しました。保護者にとって修学旅行や校外学習は学校への信頼の上に成り立つものであり、十分な安全確認と説明責任が求められます。

また、亡くなられた生徒の御遺族は、沖縄や辺野古は平和や歴史、基地問題などを考えることができる場所である一方、偏った情報を一方的に与えるのであれば平和教育とはいえないとの趣旨を述べています。これは、生徒が多様な情報に触れ、多面的に考える教育を望む保護者の願いとして受け止めるべきです。

文部科学省は令和 8 年 4 月、「学校における校外活動の安全確保の徹底等について」を通知し、安全性や実施内容の確認、保護者への十分な説明、船舶利用時の適切な事業者選定などを求めています。また、大阪府教育庁も同事故を受けて、安全性や教育活動の中立性等に関する調査を実施しました。

さらに、辺野古基金の賛同団体には全国で 300 を超える教職員組合系団体が確認されており、広島県では 18 団体が確認されています。こうした状況も踏まえ、公立中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習について、政治的中立性、適正性、安全性の確保を求めるものです。

【陳情項目】

1. 公立中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。
2. 保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。
3. 過去の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること。
4. 3 に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。

本会議での討論

【採択とすべき討論】

令和 8 年 3 月に沖縄で起きた修学旅行生の死亡事故も事故が起きるまでは誰も危険性を認識していませんでした。しかし、蓋を開けてみれば、学校が特定の政治運動を行う市民団体の船に生徒を乗せていたという、あってはならない安全管理の形骸化が原因でした。過去 3 年間の記録を徹底的に総点検して、市民の不安を払拭することを強く求めます。採択すべきものといえます。

【不採択とすべき討論】

文科省は全国の教育委員会に対し、令和 8 年 4 月 7 日校外学習活動の安全性と実施内容の確認等の通達を発出しております。本陳情では、過去の平和学習や修学旅行について特定の政治的主張に沿った活動ではないかとの疑念を前提に調査実施把握を求めています。このような形で議会が教育内容へ踏み込むことは教育現場に萎縮を与え教職員が多面的な学習活動を行う上での自由な教育実践を損なう恐れがあります。よって本陳情の採択には反対します。

東京都新宿区や全国自治体で顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底と早期の実態把握を求める陳情

【本会議の結果：不採択】

【提出者名】パワハラから職員を守る広島県民の会 松田 幸士 他 1 名

【要 旨】

全国の市区町村庁舎内において、政党機関紙の勧誘・配達・集金が無許可で行われていることが、以前より問題視されてきたが、特に東京都新宿区の状況がメディア報道等で公になったことで、社会的な関心が一層高まっている。これまで多くの自治体では、『職員から具体的な相談がない』として、政党機関紙の購読勧誘に伴う職員の苦痛や心理的負担が十分把握されず、結果として問題が見過ごされてきた。しかし、実態調査を行った自治体では、職員が『断りにくい』、『心理的圧力を感じた』、『購読をやめたい』と感じていた実情が明らかにされている。相談がないことは、問題が存在しないことを意味するものではなく、職員が声を上げにくい構造そのものを確認するためにも、匿名性を確保した実態調査が必要である。庁舎管理規則により、庁舎内における勧誘・営業行為は原則として禁止されている。本人の意思に反する庁舎内購読を見直すことは、庁舎における政治的中立性の確保にも繋がる。庁舎管理規則の趣旨を踏まえ、庁舎内における勧誘・販売・集金等に関するルールの遵守を改めて周知徹底し、規則に反する行為や、職員に心理的圧力を与えるおそれのある事例が生じないよう、明確かつ適切な対応をお願いする。

【陳情項目】

1. 庁舎内において物品販売や勧誘等の行為をする場合は、庁舎管理規則により、あらかじめ施設管理者の許可を得る必要があり、政党機関紙の勧誘行為についても同様に許可が必要であることを確認すること。
許可を得ずとも勧誘行為が見過ごされてきた実態があれば、規則遵守や、ハラスメント問題への厳格な対応が求められている国民の声が大きいことを鑑み、早急に改めること。
2. 庁舎内において、職員が地方議員から政党機関紙の勧誘を受け、心理的圧力を感じたり、断りきれずに購読しているという実態がないかについて、可能な限り早期に、職員に寄り添った形で調査・確認するよう、行政に求めること。
3. 仮に心理的圧力を受けた職員が確認された場合には、当該職員の自由意思が尊重されるよう、先行自治体の事例を参照し、適切な対応を行うよう求めること。

本会議での討論

【採択とすべき討論】

議会は予算の議決権など強大な権限を持っています。議員からの勧誘は立場上、声を上げられない職員への実質的なパワーハラスメントに他なりません。現に調査を行った先行自治体では初めて過半数の職員が心理的圧力を感じていたという本音が明らかになりました。相談がないからと放置するのではなく、確認されていない今だからこそルールを厳格化し、匿名の実態調査を行うことに重大な意味があります。職員を守るため、本陳情を採択すべきと考えます。

【不採択とすべき討論】

第 1 に本市において、現時点で具体的な被害や相談などが確認されていない点であります。第 2 に本陳情は、結果として特定政党の活動のみを強く問題視する内容となっています。第 3 に議員活動と庁舎管理規則との関係整理が十分できており、既にハラスメント相談制度など、職員が相談できる仕組みが存在しています。まずは既存制度を適切に運用し、その中で具体的な相談や問題提起があった場合に、個別に丁寧に対応を図ることが現実的かつ適切な対応ではないでしょうか。以上の理由により、本陳情は不採択とすることが妥当であると判断いたします。

意見書(案)

外国人の土地取得に制限を掛けることを求める意見書の提出について

【提出者名】豊川 和也

【要 旨】

内閣府は、土地利用規制法に基づき、自衛隊基地や原子力発電所など安全保障上重要な施設の周辺 399 か所について、2023 年度の土地・建物の取引状況を調査したところ、外国人や外国系企業による取得は全体の 2.2%であり、施設の機能に影響を及ぼすような事例は確認されなかったと報告している。しかし、この調査は法律で定められた区域に限られており、それ以外の地域では、外国人による土地の取得が自由に行われている状況にある。そのため、対象外地域における取得の実態については、国として十分に把握されていないのが現状である。

また、政府は 2023 年 9 月から、外国人が農地を取得する際に国籍や在留資格の報告を義務づける制度を導入したが、それ以前は取得状況の把握が十分に行われてこなかった。国土と地域社会を将来にわたって守っていくためには、土地の取得や利用の実態を正確に把握し、必要に応じて制度の見直しや運用の強化を行うことが大切である。国民が安心して生活できる環境を確保するためにも、国として実効性のある取り組みを進めることが求められる。

参議院の代表質問で高市首相の前向きに取り組む姿勢が見られたが、それらに加えて、状況によっては外国人の所有権を日本国政府がはく奪できるルールも必要かと思われる。国防や治安に加えて、所有者不明の土地の存在に困っている現状を考えても、そこに外国人が加わればまちづくりの大きな障害となり得る。ただ、サービスの貿易に関する一般協定（GATS=General Agreement on Trade in Services）等での相互主義の原則が規制の障害になる場合は、日本国民も含めて所有権の制約を伴うこともやぶさかではないものとする。

よって、国におかれては、外国人による土地取得の状況を全国的に調査するとともに、国土保全と地域の安全を守る観点から、必要な制度整備および運用の強化を早急に実施されるよう強く要望する。

本会議での討論

【可決とすべき討論】

国が現在進めている法規制は、自衛隊基地周辺などの極めて限定的なエリアや農地だけであり、本市のような一般の市街地や山林、水源は、今も外国資本による取得が野放しの状態です。ただでさえ、所有者不明土地が地方のまち作りの大きな障害となっている今、さらに海外在住の外国人に土地を買われ、連絡がつかなくなれば、将来の防災やインフラ整備は完全にストップします。国がようやく動き出した今だからこそ、地方の現場から限定エリアだけではなく、全国網羅的な法整備を声を大にして後押しすることに地方議会としての大きな意義と責任があるはずです。私の賛成討論とさせていただきます。

【否決とすべき討論】

国の動向に目を向ければ、令和 8 年 1 月 23 日の外国人の受け入れ秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定を受けまして、3 月には外国人による土地取得等のルールのあり方検討会が発足しております。国際社会のルールとの調和を探りながら、法整備の可能性検討、議論が進んでいるところでございます。この意見書を提出したことによる効果があるとは思えない状況になってまいりました。国の動向をしっかりと注視し、議論や法整備の不足が明らかに見える場合には、また、本市議会として意見書を考え、提出するという行動をとるべきだと考えております為、反対討論といたします。

議会を傍聴される皆さんへ ～新たな取組が始まりました～

■各委員会 会議資料の表示

大竹市議会では、ペーパーレス化を推進するとともに、議事日程や議題となっている説明資料等を表示するため、委員会室後方に資料等を表示する大型モニターを 2 台設置しています。

詳しくはホームページをご覧ください ▼



■聴覚に障害のある方々へのタブレット端末の貸出

聴覚障害のある方等に、音声を変換して表示するタブレットをお貸しします。希望される方は、傍聴を希望する会議の 2 日前（土日祝日を除く）までに議会事務局へご連絡ください。

大竹市議会 SNS への取組み

広報広聴特別委員会が大竹市議会の活動を発信していきます。右記二次元コードよりフォロー、いいね！をよろしくお願いします。

【大竹市議会公式Instagram】



【大竹市議会公式フェイスブック】

